



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則（市町村課） 1
- 沖縄県医師修学資金等貸与規則の一部を改正する規則（保健医療総務課） 1
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（衛生薬務課） 4
- 沖縄県林地開発行為に関する規則の一部を改正する規則（森林管理課） 5
- 沖縄県職場適応訓練の実施に関する規則の一部を改正する規則（雇用政策課） 9
- 沖縄県訓練手当支給規則の一部を改正する規則（労働政策課） 9

告 示

- 地域森林計画の公表（森林管理課） 10
- 基本測量の実施の通知（道路管理課） 11
- 基本測量の実施の終了の通知（道路管理課） 11

公 告

- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 11
- 開発行為に関する工事の完了・4件（建築指導課） 11

病院事業局事項

- 収入金の収納の事務の委託・6件 12

海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項・3件 15

規 則

沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第11号

沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則（昭和50年沖縄県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の項中「15年度」を「20年度」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県医師修学資金等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第12号

沖縄県医師修学資金等貸与規則の一部を改正する規則

沖縄県医師修学資金等貸与規則（平成19年沖縄県規則第70号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第13条」に、「第13条・第14条」を「第14条・第15条」に、「第15条—第25条」を「第16条—第26条」に、「第26条—第28条」を「第27条—第29条」に改める。

第3条第3号を同条第4号とし、同条第2号イ中「を修了し、引き続き」を「及びこれに引き続く」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「地域医療従事医師確保修学資金」の次に「(地域枠)」を加え、同号ア中「県内の」を「離島市町村及び北部市町村以外の県内の市町村に所在する」に、「(卒業見込みの者を含む。)」を「又は卒業することが見込まれる者であること」に改め、同号イ中「(当該課程に入学する手続を終えた者を含む。)」を「又は当該課程に入学する手続を終えた者」に改め、「入学したもの」の次に「又は入学する予定のもの」を加え、同号ウ中「医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下「初期臨床研修」という。)を修了し、引き続き」を「初期臨床研修及びこれに引き続く」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 地域医療従事医師確保修学資金(離島・北部枠) 次の全ての要件に該当する者

ア 離島市町村(石垣市、宮古島市及び久米島町をいう。以下同じ。)又は北部市町村(名護市、大宜味村、今帰仁村、本部町及び宜野座村をいう。以下同じ。)に所在する学校教育法に規定する高等学校を卒業した者又は卒業することが見込まれる者であること。

イ 県内の大学の医学を履修する課程に在学する者又は当該課程に入学する手続を終えた者であって、卒業後に指定医療機関の医師として勤務する意思を有しているものを対象として当該大学が実施する選抜方法により入学したもの又は入学する予定のものであること。

ウ 大学を卒業し、指定臨床研修病院において医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下「初期臨床研修」という。)及びこれに引き続く専門研修を修了した後、指定医療機関の医師として勤務する意思を有している者であること。

第4条第1項の表を次のように改める。

修学資金等の区分	経費区分	金額
地域医療従事医師確保修学資金(離島・北部枠)	授業料	年額 530,000円
	生活費	月額 100,000円
地域医療従事医師確保修学資金(地域枠)	授業料	年額 530,000円
	生活費	月額 50,000円
指定診療科医師確保修学資金	授業料	年額 530,000円
	生活費	月額 70,000円
特定診療科医師確保研修資金	研修費	年額 2,000,000円

第4条第2項中「第5条」を「次条」に改める。

第6条第1項の表中「開設者又は管理者」を「特定診療科に係るプログラム統括責任者」に改める。

第7条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、修学資金等の貸与を受けようとする者において家庭の事情その他やむを得ない理由があると知事が認める場合は、連帯保証人を1人とすることができる。

第10条第1号中「授業料」の次に「及び研修費」を加え、同条第2号中「及び研修費」を削る。

第28条を第29条とし、第27条を第28条とし、第26条を第27条とし、第4章中第25条を第26条とし、第21条から第24条までを1条ずつ繰り下げる。

第20条中「次の表の左欄に掲げる診療科区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる診療科」を「小児科、外科、産婦人科、泌尿器科、脳神経外科及び総合診療」に改め、同条の表を削り、同条を第21条とする。

第19条中「小児科、産婦人科、脳神経外科及び泌尿器科」を「小児科、外科、産婦人科、泌尿器科、脳神経外科及び総合診療」に改め、同条を第20条とする。

第18条を第19条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り下げ、第3章中第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第2章中第12条の次に次の1条を加える。

(期限の利益の喪失)

第13条 知事は、被貸与者が正当な理由なく貸与を受けた修学資金等を返還すべき日までに返還しなかったときは、期限の利益を喪失させ、直ちに当該修学資金等の全部又は一部の返還を求めることができる。

別表第1中「第15条」を「第16条」に改める。

別表第2中「第16条」を「第17条」に、「那覇市立病院」を「地方独立行政法人那覇市立病院」に、「医療法人中部徳洲会中部徳洲会病院」を「医療法人沖縄徳洲会中部徳洲会病院」に改める。

第1号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

第2号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、

希望診療科	産科 脳神経外科 麻酔科	を
-------	--------------	---

希望診療科		に改める。
-------	--	-------

第3号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、

研修病院	病院	を
------	----	---

専門研修基幹施設		に改め、同様式注3中「開設者又は管理者」を
----------	--	-----------------------

「特定診療科に係るプログラム統括責任者」に改める。

「(1) 貸与総額 円

第6号様式中 (2) 貸与期間 年 月から 年 月まで を

(3) 交付の時期 5月、7月、10月及び1月 」

「(1) 修学資金等の区分

(2) 貸与総額 円 に、

(3) 貸与期間 年 月から 年 月まで

(4) 交付の時期 」

「**第4条** 条例、規則及びこの契約の定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。」を

「**第4条** 甲は、乙が正当な理由なく貸与を受けた修学資金等を返還すべき日までに返還しなかったときは、期限の利益を喪失させ、直ちに当該修学資金等の全部又は一部の返還を求めることができる。」に

第5条 連帯保証人は、乙と連携して、この契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

第6条 条例、規則及びこの契約の定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。」

改める。

第7号様式中「第14条関係」を「第15条関係」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第8号様式中「第23条関係」を「第24条関係」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「第23条第2項」を「第24条第2項」に改める。

第9号様式中「第25条関係」を「第26条関係」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「第25条第1項」を「第26条第2項」に、「第2条第1項第1号 □ア □イ □ウ」を

「第2条第1項第1号 □ア □イ」に改める。

第10号様式中「第26条」を「第27条」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

第11号様式中「第27条」を「第28条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の沖縄県医師修学資金等貸与規則の規定は、平成31年度予算に係る修学資金等から適用し、平成30年度以前に貸与した修学資金等については、なお従前の例による。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第13号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和47年沖縄県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「許可を受けようとする者は」を「薬局の管理者がその薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事しようとする場合の許可の申請は」に、「提出」を「提出して」に改める。

第3条第3項中「その実務から離れたとき」を「、当該許可に係る薬局の管理その他薬事に関する実務に従事しなくなったとき」に改める。

第4条を次のように改める。

（店舗管理者、医薬品営業所管理者、高度管理医療機器等営業所管理者及び再生医療等製品営業所管理者の兼務に関する準用）

第4条 法第28条第3項ただし書の規定による店舗管理者がその店舗以外の場所で業として店舗の管理その他薬事に関する実務に従事しようとする場合の許可の申請及び当該許可に係る店舗の管理その他薬事に関する実務に従事しなくなったときの届出については、前2条の規定を準用する。

2 法第35条第3項ただし書の規定による医薬品営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事しようとする場合の許可の申請及び当該許可に係る営業所の管理その他薬事に関する実務に従事しなくなったときの届出については、前2条の規定を準用する。

3 法第39条の2第2項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事しようとする場合の許可の申請及び当該許可に係る営業所の管理その他薬事に関する実務に従事しなくなったときの届出については、前2条の規定を準用する。

4 法第40条の6第2項ただし書の規定による再生医療等製品営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事しようとする場合の許可の申請及び当該許可に係る営業所の管理その他薬事に関する実務に従事しなくなったときの届出については、前2条の規定を準用する。第10条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第11条中「第13号様式」を「第12号様式」に改める。

第12条第1項中「第14号様式」を「第13号様式」に改め、同条第2項中「第15号様式」を「第14号様式」に改める。

第2号様式中 「第7条第3項ただし書 第28条第3項ただし書 第35条第3項ただし書 第39条の2第2項ただし書」 を 「第7条第3項ただし書 第28条第3項ただし書 第35条第3項ただし書 第39条の2第2項ただし書 第40条第6項第2項ただし書」 に改める。

第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第10条関係）

登録販売者試験願書

本籍		※ 都道府県名（外国籍を有する者は、国名）を記入すること。
住所	〒	
連絡先電話番号		※ 携帯電話等、平日の日中に確実に連絡のつく番号を記入すること。
ふりがな		

氏名	印		
生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女
備考			

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の8第1項の規定による登録販売者試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

沖縄県知事 殿

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4版とすること。

2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。

3 氏名について、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

第12号様式を削り、第13号様式を第12号様式とし、第14号様式を第13号様式とし、第15号様式を第14号様式とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県林地開発行為に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第14号

沖縄県林地開発行為に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県林地開発行為に関する規則（平成12年沖縄県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「許可」の次に「（以下「開発許可」という。）」を、「第54号」の次に「。第11条において「省令」という。）及び森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件（昭和37年農林省告示第851号。同条において「告示」という。）を加える。

第2条を削る。

第3条の見出し中「工事」を「開発行為」に改め、同条中「法第10条の2第1項の規定による許可」を「開発許可」に、「当該許可に係る工事」を「開発行為」に改め、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

（施行状況の報告）

第3条 開発行為者は、開発行為が完了するまでの間、毎年6月15日及び12月15日現在における施行状況を、林地開発行為施行状況報告書（第2号様式）により、それぞれ当該月の末日までに知事に提出しなければならない。

第4条の見出し中「工事」を「開発行為」に改め、同条中「当該許可に係る工事」を「開発行為（開発行為に係る区域（以下「開発区域」という。）を工区に分けた場合にあつては、その工区ごとの開発行為）」に、「林地開発行為（一部）完了届（第2号様式）」を「林地開発行為（一部工区）完了届（第3号様式）」に改める。

第5条中「当該許可」を「開発許可」に、「第3号様式」を「第4号様式」に改める。

第6条の見出しを「（災害発生届）」に改め、同条中「当該開発区域」を「開発区域」に、「第4号様式」を「第5号様式」に改める。

第7条の見出し中「工事」を「開発行為」に改め、同条中「開発行為を中止し」を「、開発行為を中止し、」に、「第5号様式」を「第6号様式」に改める。

第10条を削る。

第9条の見出しを「（開発行為者の住所等変更届）」に改め、同条中「許可を受けた林地開発行為者の住所」を「その住所、名称」に、「が異動した」を「を変更した」に、「住所・氏名異動届（第7号様式）」を「住所等変更届（第9号様式）」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「当該開発行為」を「開発許可」に、「第6号様式」を「第8号様式」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(開発行為の再開届)

第8条 開発行為者は、中止した開発行為を再開しようとするときは、速やかに林地開発行為再開届（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

第11条を次のように改める。

(書類等の経由及び提出部数)

第11条 省令、告示及びこの規則の規定により知事に提出する書類等は、開発区域を管轄する農林水産振興センター所長又は林業事務所長（以下「出先機関の長」という。開発区域が2以上の出先機関の長が管轄する区域にまたがる場合にあっては、開発区域の主たる部分を管轄する出先機関の長）を経由して提出するものとし、当該書類等の提出部数は、次の各号に掲げる書類等の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 林地開発許可申請書及び林地開発変更許可申請書 正本1部、副本1部及び関係市町村の数と同数の写し

(2) 前号に掲げる書類等以外の書類等 正本1部及び副本1部

本則に次の1条を加える。

(補則)

第12条 この規則の施行に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

第1号様式中「(第3条)」を「(第2条関係)」に、

「
届出者
住 所
氏 名 を
印」

「
届出者
住 所
氏 名 (法人にあっては、名称及び に、
代表者氏名) 印」

「林地開発行為を」を「林地開発行為に」に、

「

開 発 行 為 の 所 在 場 所

を

開発行為に係る森林の 所 在 場 所

に改める。」

第7号様式中「(第9条)」を「(第10条関係)」に、「住所・氏名異動届」を「住所等変更届」に、「住所・氏名に異動」を「住所、名称又は氏名に変更」に、

「

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所
新 住 所 氏 名
旧 住 所 氏 名

を

開発行為に係る森林の 所 在 場 所
新 住 所 氏 名 (名 称)
旧 住 所 氏 名 (名 称)

に改め、同様式を第9号様式とする。」

第6号様式中「(第8条)」を「(第9条関係)」に、

「

開発許可年月日及び番号	年 月 日	沖縄県指令農	号
-------------	-------	--------	---

を
「

許可年月日及び番号	年 月 日	沖縄県指令農第	号
-----------	-------	---------	---

に、
「

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 郡	町 村 字	地 番
開 発 行 為 の 目 的			

を
「

--	--

」

開 発 行 為 の 目 的		に改
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所		

め、同様式を第8号様式とする。

第5号様式中「(第7条)」を「(第7条関係)」に、

「
届出者
住 所
氏 名 を
印」

「
届出者
住 所
氏 名 (法人にあつては、名称及び に、
代表者氏名) 印」

開 発 行 為 の 所 在 場 所		を
-------------------	--	---

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所		に改
-----------------------------	--	----

め、同様式を第6号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式 (第8条関係)

林地開発行為再開届

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者
住所
氏名 (法人にあつては、名称及び
代表者氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為を再開したいので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日	沖縄県指令農第	号
開発行為の目的			
開発行為に係る森林の所在場所			
開発行為に係る森林の土地の面積			
中止年月日	年 月 日		
再開予定年月日	年 月 日		
再開の理由			

注 面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数点以下第4位まで記載すること。

第4号様式中「(第6条)」を「(第6条関係)」に、

「
届出者
住 所
氏 名 を
印
森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る区域に次のとおり
災害が発生しましたので届け出ます。

「
届出者
住 所
氏 名 (法人にあつては、名称及び に改
代表者氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る区域に次のとおり災害が発生しましたので届け出ます。

め、同様式を第5号様式とする。

第3号様式中「(第5条)」を「(第5条関係)」に、

「申請者住所氏名」を「申請者住所氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名)」に改印

め、同様式を第4号様式とする。

第2号様式中「(第4条)」を「(第4条関係)」に、「林地開発行為(一部)完了届」を「林地開発行為(一部工区)完了届」に、

「届出者住所氏名」を「届出者住所氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名)」に改印

「開発行為が」を「開発行為(の一部)が」に、

「開発行為の所在場所」を

「開発行為に係る森林の所在場所」に改

め、同様式を第3号様式とし、第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式(第3条関係)

林地開発行為施行状況報告

年 月 日

沖縄県知事 殿

報告者住所氏名(法人にあっては、名称及び代表者氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、年 月 日現在の施行状況報告を次のとおり報告します。

Table with 2 columns: 許可年月日及び番号, 年 月 日 沖縄県指令農第 号. Rows include: 開発行為の目的, 開発行為に係る森林の所在場所, 施行状況.

- 注 1 開発行為の施行状況を示す図面(土地利用計画図に施行前・中・後を表示)を添付すること。
2 工事工程表(予定工程を黒、施行状況を赤で記入)を添付すること。
3 施行状況写真を添付すること。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県職場適応訓練の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第15号

沖縄県職場適応訓練の実施に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県職場適応訓練の実施に関する規則（昭和49年沖縄県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「すべてに」を「いずれにも」に、「あつて」を「あつては」に改める。

第4条第1項中「行つた」を「行った」に改める。

第6条の見出し中「あつ旋」を「あつせん」に改め、同条中「行つた」を「行った」に、「職場実習実施あつ旋通知書」を「職場実習実施あつせん通知書」に改める。

第7条第1項中「以外」の次に「の職場適応訓練」を加え、「あつては」を「あつては」に改め、同条第3項中「以外」の次に「の職場適応訓練」を加え、「あつては」を「あつては」に改める。

第8条第1項中「従つて」を「従つて」に改める。

第9条中「あつては」を「あつては」に、「公共職業安定所長」を「所轄公共職業安定所長」に改める。

第15条第1項中「以外」の次に「の職場適応訓練」を加え、「あつては」を「あつては」に改める。

第16条第1項各号を次のように改める。

(1) 委託契約締結後の事情の変更により、当該委託契約が実施できなくなったとき。

(2) 受託事業主が職場適応訓練費を他の用途に使用したとき、その他委託契約の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 職場適応訓練生が次に掲げる求職手帳の発給を受けた者である場合は、当該求職手帳が失効したとき。

ア 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第22条に規定する中高年齢失業者等求職手帳

イ 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）第4条第1項に規定する漁業離職者求職手帳

ウ 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）第16条第1項若しくは第2項又は本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令（昭和56年労働省令第38号）第1条に規定する一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳

エ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）附則第3条第1項又は第4条第1項に規定する漁業離職者求職手帳

オ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第1条の4第1項第6号に規定する港湾運送事業離職者の申請に基づき発給される港湾運送事業離職者に係る求職手帳

(4) 公共職業安定所長が、職場適応訓練生に係る職場適応訓練の指示を取り消し、又は変更したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、職場適応訓練を実施することが不相当であると認められるとき。

第17条中「支払つた」を「支払つた」に改める。

第19条第1項中「以外」の次に「の職場適応訓練」を加え、「あつては」を「あつては」に改め、同条第2項中「あつては」を「あつては」に改める。

第3号様式中「職場実習実施あつ旋通知書」を「職場実習実施あつせん通知書」に、「あつ旋を」を「あつせんを」に改め、「（受講指示済）」を削る。

第5号様式中「あつ旋」を「あつせん」に改める。

第6号様式中「あつた」を「あつた」に改める。

第7号様式中「もつて」を「もつて」に、「行つた」を「行った」に改める。

第9号様式中「あつ旋」を「あつせん」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第16号

沖縄県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

沖縄県訓練手当支給規則（昭和52年沖縄県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

第3条第1項中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改め、「第23号」の次に「。以下「省令」という。」を加え、同条第2項から第4項までの規定中「雇用対策法施行規則」を「省令」に改める。

第7条第1項中「雇用対策法施行規則」を「省令」に改める。

第1号様式中

雇用対策法施行規則

を

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則

に、

種 類	イ 基本手当及び傷病手当	ロ 日雇労働求職者給付金	ハ 船員失業者保険金	ニ 国家公務員失業者退職手当	ホ イ～ニに相当する地方公共団体が支給する手当
有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
金 額					
受給期間					
(6) 駐留軍離職者等臨時措置法・沖縄振興特別措置法の適用の有無				有 (㊦ ㊧) 無	

を

種 類	イ 基本手当及び傷病手当	ロ 日雇労働求職者給付金	ハ 国家公務員失業者退職手当	ニ イ～ハに相当する地方公共団体が支給する手当
有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
金 額				
受給期間				
(6) 駐留軍関係離職者等臨時措置法・沖縄振興特別措置法の適用の有無				有 (駐 沖) 無

に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第155号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、平成31年4月1日以降10年間における沖縄北部地域森林計画区の地域森林計画を定めた。

なお、当該計画書を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。

平成31年 3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第156号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 沖縄県全域
- 2 基本測量を実施する期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）及び国土広域情報修正測量）

沖縄県告示第157号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施した地域 東村
- 2 基本測量を実施した期間 平成30年5月7日から平成31年2月28日まで
- 3 作業種類 基本測量（一等磁気測量）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 城東城北線沿道地区及び石嶺駅周辺地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年2月21日 沖縄県指令土第115号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平手登根原901番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字大名129番地 照喜名朝勇、南風原町字大名129番地 照喜名朝隆
- 5 検査済証番号 平成31年3月19日 第4543号
- 6 工事完了年月日 平成31年3月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年1月30日 沖縄県指令土第68号、平成30年11月12日 沖縄県指令土第829号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平900番3

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字新川48番地1 オアシスアンシーⅡ301 上地一樹、南風原町字新川48番地1 オアシスアンシーⅡ301 上地若菜
- 5 検査済証番号 平成31年3月19日 第4544号
- 6 工事完了年月日 平成31年3月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年9月15日 沖縄県指令土第721号、平成29年8月1日 沖縄県指令土第549号（変更）、平成31年2月8日 沖縄県指令土第76号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市上野字新里西本島1405番201ほか13筆のそれぞれの一部、1405番3ほか9筆及び里道（1工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都港区南青山二丁目12番14号 株式会社ユニマツトプレシャス 代表取締役 高橋洋二
- 5 検査済証番号 平成31年3月18日 第4545号
- 6 工事完了年月日 平成31年2月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年6月16日 沖縄県指令土第473号、平成29年8月30日 沖縄県指令土第609号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 読谷村字喜納木根原2346番1の一部及び字座喜味多金原2901番1の一部
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 読谷村字座喜味2901番地 読谷村長 石嶺傳實
- 5 検査済証番号 平成31年3月19日 第4546号
- 6 工事完了年月日 平成31年3月12日

病院事業局事項

沖縄県病院事業局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり収入金の収納の事務を委託した。

平成31年3月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

- 1 (1) 委託した収納事務 沖縄県立北部病院の業務に係る使用料及び手数料の一部の収納事務
- (2) 受託者の名称及び所在地

ア 名称 株式会社M・サポートセンター

イ 所在地 浦添市字大平449番地 8

(3) 委託期間 平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

2(1) 委託した収納事務 沖縄県立北部病院の業務に係る使用料及び手数料の一部の収納事務

(2) 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社琉球銀行	那覇市久茂地 1 丁目11番 1 号
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号

(3) 委託期間 平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

沖縄県病院事業局告示第 2 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 の規定により、次のとおり収入金の収納の事務を委託した。

平成31年 3月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

1 委託した収納事務 沖縄県立中部病院の業務に係る使用料及び手数料の一部の収納事務

2 受託者の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社ニチイ学館

(2) 所在地 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地

3 委託期間 平成29年10月 1日から平成31年 9月30日まで

沖縄県病院事業局告示第 3 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 の規定により、次のとおり収入金の収納の事務を委託した。

平成31年 3月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

1(1) 委託した収納事務 沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの業務に係る使用料及び手数料の一部の収納事務

(2) 受託者の名称及び所在地

ア 名称 株式会社ニチイ学館

イ 所在地 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地

(3) 委託期間 平成29年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

2(1) 委託した収納事務 沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの業務に係る使用料及び手数料の一部の収納事務

(2) 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社沖縄銀行	那覇市久茂地 3 丁目10番 1 号
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号

(3) 委託期間 平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

沖縄県病院事業局告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり収入金の収納の事務を委託した。

平成31年 3月29日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 我那覇 仁

1 (1) 委託した収納事務 沖縄県立宮古病院の業務に係る使用料及び手数料の一部の収納事務

(2) 受託者の名称及び所在地

ア 名称 株式会社M・サポートセンター

イ 所在地 浦添市字大平449番地8

(3) 委託期間 平成29年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

2 (1) 委託した収納事務 沖縄県立宮古病院の業務に係る使用料及び手数料の一部の収納事務

(2) 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社沖縄銀行	那覇市久茂地3丁目10番1号
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

(3) 委託期間 平成30年 7月 1日から平成31年 3月31日まで

3 (1) 委託した収納事務 沖縄県立宮古病院の業務に係る使用料及び手数料の一部の収納事務

(2) 受託者の名称及び所在地

ア 名称 豊川法律事務所

イ 所在地 那覇市曙1丁目2番2号豊川ビル3階

(3) 委託期間 平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

沖縄県病院事業局告示第5号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり収入金の収納の事務を委託した。

平成31年 3月29日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 我那覇 仁

1 委託した収納事務 沖縄県立八重山病院の業務に係る使用料及び手数料の一部の収納事務

2 受託者の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社M・サポートセンター

(2) 所在地 浦添市字大平449番地8

3 委託期間 平成29年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

沖縄県病院事業局告示第6号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり収入金の収納の事務を委託した。

平成31年 3月29日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 我那覇 仁

1 委託した収納事務 沖縄県立精和病院の業務に係る使用料及び手数料の一部の収納事務

2 受託者の名称及び所在地

名称	所在地

株式会社琉球銀行	那覇市久茂地1丁目11番1号
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

3 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示31第1号

沖縄海区における浮魚礁（中層型浮魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成31年3月29日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 金城 明 律

（自主調整協議会の設置）

第1 沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、浮魚礁を敷設する海域の相互調整を図るため、次の表のとおり、関係地区ごとに浮魚礁自主調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

関係地区	協議会の名称
沖縄本島北西地区	第1ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島南西地区	第2ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島東地区	第3ブロック浮魚礁自主調整協議会
先島地区	第4ブロック浮魚礁自主調整協議会
大東諸島地区	第5ブロック浮魚礁自主調整協議会

2 各協議会の構成は、委員会が作成する浮魚礁自主調整協議会名簿（以下「名簿」という。）のとおりとする。

（協議会への加入）

第2 協議会は、沖縄県内の市町村又は次に掲げる要件（以下「加入資格」という。）の全てを満たしている者でなければ加入することができない。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 20以上の事業者又は個人（以下「構成員」という。）により組織され、構成員が特定できる者であること。
- (3) 構成員の出資金額、口数等にかかわらず、法令や定款等の明文化された規程により民主的な運営が確保されている者であること。
- (4) 事業を行うために必要な経済的基礎を欠く等の理由により、事業の目的を達成することが著しく困難な者でないこと。
- (5) 法令等を遵守する精神を著しく欠き、又は協議会の民主的な運営を妨げ、若しくはそのおそれがある者でないこと。

2 協議会に加入しようとする者は、加入資格確認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会から加入資格を満たしている旨の確認（以下「資格確認」という。）を受けなければならない。ただし、沖縄県内の市町村が協議会に加入しようとする場合においては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

- (1) 法人格を有する団体であることを証する書類
- (2) 構成員を明らかにする名簿
- (3) 組織の民主的な運営が確保されていることを明らかにする書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が資格確認をするために必要と認める書類

3 委員会は、資格確認をするときは、協議会その他関係者の意見を聞くことができる。

4 委員会は、資格確認をした場合は、速やかに、その旨を協議会に加入しようとする者に通知するとともに、その者を名簿に登録するものとする。

5 委員会は、名簿に登録された者が、第1項各号に掲げる加入資格のいずれかを欠くに至ったと認めるときは、その者を名簿から削除するものとする。

(共同申請)

第3 この指示の第4から第14までに規定する事項について2以上の者が共同して申請しようとするときは、そのうちいずれか1の者を代表者に選定し、代表者選定届(第2号様式)を委員会に提出しなければならない。

2 代表者は、委員会に対し、共同者を代表する。

(敷設の承認等)

第4 浮魚礁は、名簿に登録された者が、浮魚礁敷設承認申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会の承認を受けた場合でなければ敷設することができない。ただし、共同漁業権を設定している区域において浮魚礁を敷設する場合であって、共同漁業権区域内浮魚礁敷設届(第4号様式)及び当該共同漁業権者全員との協議が調ったことを証する書類並びに第2号及び第3号に掲げる書類を委員会に提出した場合は、この限りでない。

(1) 浮魚礁を敷設しようとする位置に係る関係地区の協議会に加入している全ての者(沖縄県を除く。)と当該位置その他敷設に必要な内容に係る協議が調ったことを証する協議書(第5号様式)

(2) 浮魚礁を敷設しようとする位置を世界測地系による緯度及び経度によって記載した図面

(3) 敷設しようとする浮魚礁の浮体、浮体付属品、係留索、アンカー等の構造を示す書類

2 前項第1号に規定する協議書の有効期限は、協議が調った日から平成32年3月31日までとする。

3 次に掲げる場合のうち、流失した浮魚礁と同じ構造で、かつ、同一の協議位置(第1項第1号により協議を調えた位置。以下同じ。)に浮魚礁を敷設するとき限り、協議書を省略することができる。

(1) 第9の再承認を受けた後に流失し、平成32年3月31日までに敷設する場合

(2) 第9の第2項の浮魚礁の浮体位置の確認において、浮魚礁の流失が判明した場合で、平成31年6月に開催される委員会までに承認を受けて、平成32年3月31日までに敷設する場合

(3) 平成30年11月1日から平成31年3月31日までに流失を確認し、平成31年6月30日までに敷設する場合

4 委員会は、第1項の承認(以下「敷設承認」という。)をしたときは、浮魚礁敷設承認証(第3号様式。以下「承認証」という。)を交付するものとする。

(承認の制限、条件等)

第5 敷設承認は、県が敷設するものを除き、200基を限度として行う。

2 委員会は、浮魚礁の敷設が船舶の航行の安全又は漁業調整等に支障を来すおそれがあると認めるときは、敷設承認をせず、又は敷設承認をするに当たって制限若しくは条件を付することができる。

(浮魚礁の敷設)

第6 浮魚礁を敷設した者(以下「敷設者」という。)は、敷設後速やかに浮魚礁敷設完了届(第6号様式)を委員会に提出しなければならない。

(浮魚礁の管理)

第7 浮魚礁を敷設する者は、浮魚礁を容易に識別できるようにするため、浮魚礁の本体に敷設者の名称及び承認証に記載されている浮魚礁の名称を明記するとともに、船舶の航行の安全のため、浮魚礁(中層型浮魚礁を除く。)に、レーダー反射器、電灯その他の照明を取り付け、浮魚礁を敷設した後はこれを適切に管理しなければならない。

(浮魚礁の流失)

第8 敷設者は、浮魚礁が流失したときは、速やかに浮魚礁流失届(第7号様式)を委員会及び当該浮魚礁を敷設した海域を管轄する海上保安本部、海上保安部又は海上保安署に提出しなければならない。

(敷設の再承認)

第9 平成30年沖縄海区漁業調整委員会指示30第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁について、その敷設者は、平成31年6月30日までに浮魚礁敷設承認申請書(第3号様式)を委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第7の規定を遵守していると確認できる写真及び浮魚礁の浮体位置を確認できる写真を添付しなければならない。

3 前項の規定により確認した浮魚礁の浮体位置の緯度又は経度のいずれか若しくはその両方が敷設承認を受けた協議位置から2分以上離れている場合は、第1項の申請書に当該浮体位置に係る協議が調ったことを証する協議書（第5号様式）を添付しなければならない。

（敷設承認期間の延長）

第10 平成30年沖縄海区漁業調整委員会指示30第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁については、敷設承認期間を平成31年7月1日以降初めて開催される委員会の開催日まで延長する。

（敷設の特例）

第11 平成30年11月から平成31年3月までに開催された委員会において敷設承認を受けた浮魚礁を敷設する者は、平成31年6月30日までに敷設しなければならない。

（承認の取消し）

第12 敷設承認（再承認を含む。）を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、委員会は、敷設承認を取り消すものとする。

- (1) 敷設承認の日から平成32年3月31日までに浮魚礁を敷設しない場合
- (2) 流失を確認した日から平成32年3月31日までに浮魚礁を敷設しない場合
- (3) この指示に違反し、委員会で敷設承認取消の決議がなされた場合

（違反に対する措置）

第13 委員会は、第4の第1項、第9の第1項又は第11の規定に違反して敷設されている浮魚礁については、これを利用する者に対しその利用制限を命じ、又は敷設者に対し当該浮魚礁の速やかな撤去を命じることができる。

（浮魚礁の利用）

第14 浮魚礁を利用する者（以下「利用者」という。）は、敷設者との間で、利用に関する協定を締結し、又は協議を調えなければその操業をしてはならない。

2 敷設者は、利用者との間で、敷設の目的を達成することが困難となる利用に関する協定を締結し、又は協議を調えてはならない。

3 利用者は、その操業の際にいたずらに他の者の海面利用を妨げてはならない。

4 第1項に定める利用に関し、協定を締結し、又は協議を調えた際に、敷設者がこれを示す旗等を利用者に交付したときは、利用者は操業の際に当該旗等を掲示しなければならない。この場合において、敷設者は、承認旗等設定届（第8号様式）を委員会に提出しなければならない。

（指示の有効期間）

第15 この指示の有効期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

第1号様式（第2関係）

加入資格確認申請書		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		印
下記のとおり第1ブロック浮魚礁自主調整協議会へ加入したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示31第1号に基づき加入資格の確認を申請します。		
記		
1	法人の種類及び根拠法令	:
2	構成人員の事業種類	:
3	添付書類	:

第2号様式（第3関係）

代表者選定届		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		

所在地
名称
(代表者氏名) 印

浮魚礁の敷設については、共同で行うこととしたので届け出ます。今後申請を行う際の名称及び代表者は、下記のとおりです。

記

共同申請名称：
代表者：所在地
名称
(代表者氏名)

第3号様式 (第4及び第9関係)

浮魚礁敷設承認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
名称
(代表者氏名) 印

下記のとおり浮魚礁を敷設したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示31第1号に基づき申請します。

記

1 承認を受けようとする浮魚礁の名称：
2 承認を受けようとする浮魚礁の協議位置：北緯 東経
(年度初めの再承認申請の場合、確認した浮体位置)
3 浮魚礁の種類：

浮魚礁敷設承認証

敷設承認申請のあった上記の浮魚礁は、次のとおり承認する。

1 承認番号：沖調U31第 号
2 承認期間：年 月 日から 年 月 日まで
3 制限又は条件：
(1) 委員会指示の内容を遵守しなければならない。
(2) 漁業調整のため必要があると認めるときは、承認の内容を変更し、又は新たに制限若しくは条件を付すことがある。
(3) 承認証の内容又は承認の制限若しくは条件に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 印

第4号様式 (第4関係)

共同漁業権区域内浮魚礁敷設届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
名称
(代表者氏名) 印

下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。
記

- 1 浮魚礁の名称 :
- 2 敷設した位置 : 北緯 東経
- 3 共同漁業権の番号 : 共同第 号
- 4 浮魚礁の種類 :
- 5 敷設した日 : 年 月 日

注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。
2 位置図及び構造図を添付すること。

第5号様式 (第4及び第9関係)

協議書			
			年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿			
第 ブロック浮魚礁自主調整協議会			
所在地			
名称			
(代表者氏名) 印			
が、下記の位置に浮魚礁を敷設することについては、第 ブロック浮魚礁自主調整協議会において協議が調ったことに相違がないことを認めます。			
記			
浮魚礁の名称	敷設位置 (世界測地系)	種類	協議理由
	北緯 東経		

第6号様式 (第6関係)

浮魚礁敷設完了届			
			年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿			
所在地			
名称			
(代表者氏名) 印			
下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。 記			
1 浮魚礁の名称 :			
2 敷設した日 :	年	月	日
3 敷設した位置 :	北緯	東経	
4 G P Sの測地系の種類 :			
5 敷設した位置の水深 :	m		
6 敷設したロープの長さ :	m		

注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。
2 以下の写真を添付すること。
(1) 敷設前に撮影した敷設者名、承認番号、ロープ、アンカー及び礁体部分の写真
(2) 敷設後に撮影したG P S画面及び表層型は浮体部、中層型は魚探又はソナーの写真

第7号様式 (第8関係)

--

浮魚礁流失届		年 月 日
沖繩海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		印
下記のとおり浮魚礁が流失したので、届け出ます。		
記		
1 浮魚礁の名称	:	
2 流失を確認した日	:	年 月 日
3 敷設した位置	:	北緯 東経
4 回収の有無	:	
5 流失の原因と今後の対応	:	

- 注 1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。
 2 浮魚礁の構造を示す書類又は写真を添付すること。
 3 この浮魚礁流失届には、第8の規定により海上保安本部等に提出した書類の写しを添付すること。

第8号様式 (第14関係)

承認旗等設定届		年 月 日
沖繩海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		印
浮魚礁の利用を示す承認旗等を設定したので、届け出ます。		

注 承認旗等の形状を示すこと。

沖繩海区漁業調整委員会指示31第2号

沖繩海区におけるイセエビ類及びセミエビ類の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成31年3月29日

沖繩海区漁業調整委員会
会長 金城 明 律

(定義)

第1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「イセエビ類」とは、十脚目イセエビ下目イセエビ科のカノコイセエビ（ネッタイイセエビを含む。）、アマミイセエビ、シマイセエビ、ゴシキエビ、ニシキエビ及びケブカイセエビをいう。
- (2) 「セミエビ類」とは、十脚目イセエビ下目セミエビ科のセミエビ及びコブセミエビをいう。

(採捕の制限)

第2 抱卵したセミエビ類を採捕してはならない。

(体長の制限)

第3 体長20センチメートル以下のイセエビ類及びセミエビ類を採捕してはならない。

(採捕禁止期間)

第4 平成31年4月1日から同年7月31日までの間、イセエビ類及びセミエビ類を採捕してはならない。

(試験研究等の適用除外)

第5 第2から第4までの規定は、次に掲げる目的のため沖繩海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）が行う採捕については、適用しない。

- (1) 試験研究の用に供する場合
- (2) 委員会が特に必要と認める場合
(承認申請)

第6 第5の承認を受けようとする者は、イセエビ類（セミエビ類）採捕承認申請書（第1号様式）を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

第7 委員会は、第5若しくは第11の規定によりイセエビ類、セミエビ類の採捕の承認をしたとき、又は第12の規定により申請があったときは、イセエビ類（セミエビ類）採捕承認証（第2号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

(承認証の携帯)

第8 承認を受けた者は、当該承認に係る採捕を行うときは、承認証を自ら携帯し、又は採捕責任者に携帯させなければならない。

(承認の条件)

第9 委員会は、第5又は第11の規定による承認をするに当たり、制限又は条件を付することができる。

(承認者の禁止事項)

第10 承認を受けた者は、承認証に記載された事項に違反して採捕してはならない。

(承認内容の変更)

第11 承認を受けた者が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめイセエビ類（セミエビ類）採捕承認内容変更申請書（第3号様式）を委員会に提出し、委員会の承認を受けなければならない。

(承認証の再交付)

第12 承認を受けた者が、承認証を亡失し、若しくは毀損し、又は承認を受けた者の住所に変更があったときは、遅滞なくイセエビ類（セミエビ類）採捕承認証再交付申請書（第4号様式）を委員会に提出しなければならない。

(報告書の提出)

第13 承認を受けた者は、当該承認に係る採捕の終了後遅滞なく、イセエビ類（セミエビ類）採捕報告書（第5号様式）を委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

第14 この指示の有効期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

第1号様式（第6関係）

イセエビ類（セミエビ類）採捕承認申請書		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		住所
		氏名 印
沖縄海区漁業調整委員会指示31第2号に基づき、イセエビ類（セミエビ類）の採捕の承認を受けた いので下記のとおり申請します。		
記		
1	採捕するイセエビ類（セミエビ類）の種類及び数量	
2	採捕区域	
3	採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで	
4	主な採捕の方法	
5	採捕に従事（委託）する者の住所及び氏名	
6	使用する船舶	
	(1) 船名	:
	(2) 漁船登録番号	:
	(3) 総トン数	:
	(4) 所有者氏名	:
7	用途	
8	計画内容	

第2号様式 (第7関係)

承認番号 沖調 I 第 号

イセエビ類 (セミエビ類) 採捕承認証

住所
氏名

1 採捕するイセエビ類 (セミエビ類) の種類及び数量

2 採捕区域

3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 採捕に従事 (委託) する者の住所及び氏名

5 使用する船舶

(1) 船名 :

(2) 漁船登録番号 :

(3) 総トン数 :

6 承認期間 年 月 日から 年 月 日まで

7 制限又は条件

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 印

第3号様式 (第11関係)

イセエビ類 (セミエビ類) 採捕承認内容変更申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示31第2号に基づくイセエビ類 (セミエビ類) の採捕の承認について、承認の内容を変更したいので下記のとおり申請します。

記

1 承認番号

2 変更理由

3 変更事項

項目	変更前	変更後

第4号様式 (第12関係)

イセエビ類 (セミエビ類) 採捕承認証再交付申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示31第2号に基づくイセエビ類 (セミエビ類) の採捕の承認について、

下記の理由により承認証の再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 亡失若しくは毀損又は住所を変更した年月日 年 月 日
- 3 亡失若しくは毀損又は住所を変更した理由

第5号様式（第13関係）

イセエビ類（セミエビ類）採捕報告書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所

氏名

印

沖縄海区漁業調整委員会指示31第2号に基づくイセエビ類（セミエビ類）の採捕の承認について、採捕状況を下記のとおり報告します。

記

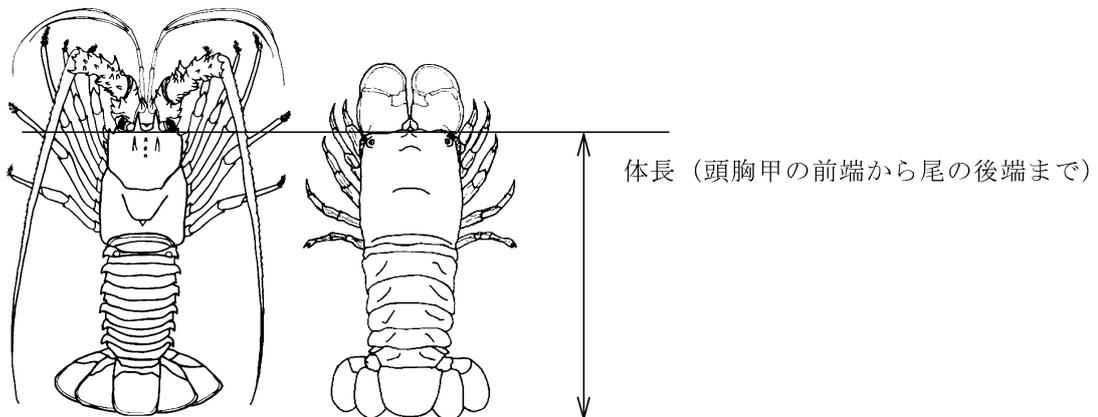
- 1 承認番号
- 2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 主な採捕場所
- 4 主な採捕方法
- 5 採捕状況 別紙のとおり
(試験研究等の採捕については、試験研究結果報告書を添付すること。)

別紙（第5号様式関係）

イセエビ類（セミエビ類）の採捕状況 氏名（ ）

採捕日	イセエビ類（セミエビ類）の種類	大きさ	重さ
月 日		cm	kg

※大きさ欄には、体長（下図参照）を記入すること。



沖縄海区漁業調整委員会指示31第3号

沖縄海区漁業調整委員会指示30第2号（漁業法に基づく指示事項）の一部を次のように改正し、平成31年

4月1日から施行する。

平成31年 3月29日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 金城 明 律

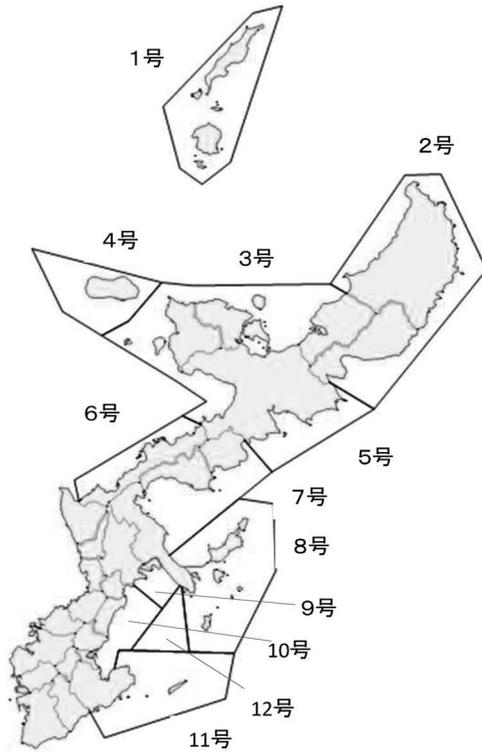
前文中「沖縄島北部」を「沖縄島」に改める。

第1中「以下の区域」を「平成25年沖縄県告示第340号をもって告示された共同第1号から共同第12号までの漁場の区域（別図参照）」に改める。

第2を削り、第3を第2とする。

別図を次のように改める。

【別図】



<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
--	---